地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン　新旧対照表

章	項目	改定後	改定前	バージョン
第１版→第２版				
–	–	（令和２年４月　第２版）	（追加）	第１版→第２版
1	–	（省略） これらを踏まえ、本ガイドラインは、地方公共団体を対象に、環境省による過年度の漂着ごみのモニタリング調査（以下「環境省モニタリング調査」という）と比較可能で、かつ、地方公共団体が中長期間にわたり継続的に実施可能になるよう比較的簡便な調査手法を示したものである。	（省略） これらを踏まえ、本ガイドラインは、地方公共団体を対象に、環境省による漂着ごみ対策総合検討業務のモニタリング調査（以下、環境省モニタリング調査と記す）と比較可能で、かつ、地方公共団体が中長期間にわたり継続的に実施可能になるよう比較的簡便な調査手法を示したものである。	第１版→第２版
2	–	本調査では、各地方公共団体の海岸において、長期的に、継続して漂着ごみの組成や存在量を把握し、さらに、それらの経年変化を把握することを目的としている。これにより、対策の対象や方向性、具体的な対策等の検討のための指標、さらに、実施した施策の長期的な評価指標を得ることができる。 漂着ごみには、内陸から河川を経由して河口の近隣海岸に漂着するものや、海洋に流出した後に海流等で運ばれ流出河川から離れた海岸に漂着するものもある。本ガイドラインは、漂着ごみによる地域への影響を把握する観点から、他地域からの流出を含めた漂着ごみの全体像を把握するための調査手法を示したものである。	本調査では、各地方公共団体の海岸において、長期的に、継続して漂着ごみの組成や存在量を把握し、さらに、それらの経年変化を把握することを目的としている。これにより、対策の対象や方向性、具体的な対策等の検討のための指標、さらに、実施した施策の長期的な評価指標を得ることができる。	第１版→第２版
3	3.1	各調査地点の調査の時期及び頻度（調査回数）は、実施年毎のデータの比較ができるよう、基本的に固定するものとする。 最小要件として、調査頻度は漂着ごみが多い時期に年１回とする。 この際、「漂着ごみが多い時期」とは、出水等により突発的に漂着量が多くなる時期を除き、常態的な状況において漂着量が多くなる時期（季節風などにより漂着量が多くなる時期）を基本とする（別紙１参照）。出水等があった時は、出水後1ヶ月をあけて調査を実施することを基本とする。出水等の時期を除くことが困難な場合や想定外の出水等があった場合には、データシート（別紙５）の台風・豪雨のチェック欄に記載する。 漂着ごみの海岸での滞留時間は1年より長いものが多いと考えられていることから、同一地点を毎年調査すると前年の調査によりごみが回収されるために、漂着量が定常状態に達する前に調査を実施することになるため、漂着量の経年変化は見かけ上減少していくことが考えられる。海岸に存在する漂着ごみの総量（現存量）を把握する目的であれば、同一地点の調査頻度は数年に１回とし、その間清掃活動を行わないことが望ましい。一方、漂着ごみの経年的な過去からの相対変化、あるいは新たに漂着する量・種類（フラックス）を把握する目的であれば、毎年同一地点の調査結果でも把握可能である。ただし、経年変化の傾向を見るために回帰分析をした場合の相関係数は低下する。 同一地点で年間複数回数を調査することも可能とするが、その場合には、調査日の間隔は年間で均等になるように設定することが望ましい。年2回とした場合、日本の気象の季節性を考慮すると、春季～夏季、秋季～冬季にそれぞれ設定することが、漂着ごみが多い時期をおさえる観点からも合理的であり、望ましい。 なお、本調査は、清掃活動と併せて行うことも可能とする。	各調査地点の調査の時期及び頻度（調査回数）は、実施年毎のデータの比較ができるよう、基本的に固定するものとする。 最小要件として、調査頻度は漂着ごみが多い時期に年１回とする。 年間複数回数を調査することも可能とするが、その場合には、調査日の間隔は年間で均等になるように設定する。	第１版→第２版

	3.2	最小要件として、調査対象とする海岸は、長さ100m以上の海岸であることとする。この海岸のうち、目視により、漂着ごみ量が平均的と見られる地点を選定する。 調査地点は、地域住民等による清掃活動の頻度が少ないことを基本とする。（同一地点で年１回未満の調査を実施する場合には、おおむね１年間清掃活動がされていないことを基本とする）やむを得ず清掃活動がなされている箇所で調査する場合には、データシート（別紙５）の清掃のチェック欄に記載する。 漂着ごみの全体像を把握するため、調査地点は、河口から離すことを基本とする。具体的には、海域の潮流の流程を考慮し、一級河川・二級河川の河口中心から、太平洋側は３km、日本海側・瀬戸内海は１km程度離すことを基本とする。 最小要件として、調査地点は都道府県毎に漂着ごみが多く、中長期間に渡り継続的に調査可能な1地点を選定する。複数地点を調査することも可能とする。例えば、毎年全地点を調査するのではなく、地点を半数に分け、隔年で交互に実施することにより、同じコストで調査地点を増やすことは望ましい。 回収したごみの組成調査及び処理を行う観点から、回収したごみの運搬が行いやすい地点を選定することが望ましい。具体的な調査地点の選定に当たっては、対象とする海岸により漂着するごみの量や品目が異なっているため、調査実施前に把握しておくことが望ましい。（別紙２参照）	最小要件として、調査地点は都道府県毎に漂着ごみが多く、中長期間に渡り継続的に調査可能な1地点を選定する。複数地点を調査することも可能とする。 回収したごみの組成調査及び処理を行う観点から、回収したごみの運搬が行いやすい地点を選定すること。具体的な調査地点の選定に当たっては、対象とする海岸により漂着するごみの量や品目が異なっているため、調査実施前に把握しておくことが有効である。（別紙１参照）	第１版→第２版
5	5.1	別紙３に従って、漂着ごみの量及び品目を推定し、調査に必要な延べ時間を算出する。	別紙２に従って、漂着ごみの量及び品目を推定し、調査に必要な延べ時間を算出する。	第１版→第２版
6	–	**調査の際には下記を準備すること。** ●分類表兼データシート（別紙５） （省略）	調査の際には下記を準備すること。 ●分類表兼データシート（別紙４） （省略）	第１版→第２版
7	7.2	環境省モニタリング調査手法に従い、漂着ごみの調査範囲は、汀線方向の幅を50mとして（50mの設定については、参考資料を参照）、調査時の海岸汀線から海岸の後背地（植生があるところ）までの間を対象とする。なお、継続して同じ場所で調査できるところを選定する。 海岸の奥行きが広く（30m以上）、ごみの量も多い場合に、後背地（植生があるところ）まで全ての範囲を対象とすることが困難な時には、潮汐による年間の汀線の移動範囲か、汀線から30mまでのどちらか広い範囲を調査対象とすることも可能である。その場合、データシート（別紙５）の奥行きのチェック欄に記載する。	環境省モニタリング調査手法に従い、漂着ごみの調査範囲は、汀線方向の幅を50mとして、調査時の海岸汀線から海岸の後背地（植生があるところ）までの間を対象とする。なお、毎年同じ場所で調査できるところを選定する。	第１版→第２版

	7.4	7.1で設定した調査範囲にある漂着ごみについて、別紙４に従って分類する。分類表は、「必須項目」と「オプション項目」の２構成となっている。「必須項目」は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定している。「オプション項目」は、必須項目を細分化したもので、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択するものとする。また、「必須項目」及び「オプション項目」に記載がないが、調査対象としたい項目がある場合は、分類表に適宜追加し、分類・記録する。そのため、調査地域において分類表以外に特徴的な漂着ごみがないか、事前に地元関係者へのヒアリングにより把握しておくことが望ましい。 なお、各必須項目の合計と各オプション項目の合計は一致するよう記入する。漁具については、別紙７を参考に分類すること。「プラ分類」とは、プラスチックの用途別にごみの発生量を集計するための分類であり、環境省が集計のために利用するものである。 また、回収したごみが、破損等により元の製品の一部のみであった場合は、元の製品が推定できる場合は元の製品として分類し、推定できない場合は破片に分類する。例えば、回収したプラスチックごみが色や形状等によって漁業用ブイであると推定出来る場合は「プラスチック　ブイ」に分類し、推定できない場合は「プラスチック　破片」として分類する。なお、破片等の分類、特定に当たっては、風による飛散等を防ぐため、屋内に移動して行うことが望ましい。 ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子については、記載されたバーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、別紙６に従って分類する。	7.1で設定した調査範囲にある漂着ごみについて、別紙４に従って分類する。分類表は、「必須項目」と「オプション項目」の２構成となっている。「必須項目」は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定している。「オプション項目」は、必須項目を細分化したもので、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択するものとする。また、「必須項目」及び「オプション項目」に記載がないが、調査対象としたい項目がある場合は、分類表に適宜追加し、分類・記録する。 なお、各必須項目の合計と各オプション項目の合計は一致するよう記入する。漁具については、別紙７を参考に分類すること。「プラ分類」とは、プラスチックの用途別にごみの発生量を集計するための分類であり、環境省が集計のために利用するものである。 また、回収したごみが、破損等により元の製品の一部のみであった場合は、元の製品が推定できる場合は元の製品として分類し、推定できない場合は破片に分類する。例えば、回収したプラスチックごみが色や形状等によって漁業用ブイであると推定出来る場合は「プラスチック　ブイ」に分類し、推定できない場合は「プラスチック　破片」として分類する。	第１版→第２版
	7.6	7.5の計測結果を分類表（別紙４）に沿って項目毎にデータシート（別紙５）に記入する。それに加え、調査のメタ情報として下記の項目を記録する。 □調査日時 □調査範囲の緯度・経度 □調査範囲の海岸汀線から海岸の後背地までの距離 □海岸基質（砂浜、岩等） データシートは、必須項目のみ計測する場合は「データシート①」、必須項目に加え、オプション項目も計測する場合は「データシート②」を使用する。 また、ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子については、バーコードやラベル等から表記が特定することができるものについて、データシート（別紙６）に記入する。	7.5の計測結果を分類表（別紙３）に沿って項目毎にデータシート（別紙４）に記入する。それに加え、調査のメタ情報として下記の項目を記録する。 □調査日時 □調査範囲の緯度・経度 □調査範囲の海岸汀線から海岸の後背地までの距離 □海岸基質（砂浜、岩等） データシートは、必須項目のみ計測する場合は「データシート①」、必須項目に加え、オプション項目も計測する場合は「データシート②」を使用する。	第１版→第２版
10	–	10. 得られる成果 （詳細はガイドライン本文を参照）	（追加）	第１版→第２版
別紙１	–	漂着ごみ量の季節変化 （詳細はガイドライン本文を参照）	（追加）	第１版→第２版

別紙２	－	・最初に調査を実施する場所の候補地点を地図により複数地点選定する。 ・調査候補地選定においては、地方公共団体の自治体廃棄物担当部局及び土木部局、漁業関係者（漁協、漁業者）、住民（自治会、民間団体等）から漂着ごみの量、漂着ごみが多くなる時期、漂着ごみの回収実績の有無、回収の実績がある場合はその頻度及び作業人員数、関係者の所属、処理の方法、処理したごみの量、回収時の注意点等についてヒアリングすることが望ましい。 ・ヒアリング結果から必要に応じて、海岸管理者、海上保安庁、自治体廃棄物担当部局、自治体土木部局、漁業関係者（漁協、漁業者）、住民（自治会、民間団体等）等から追加のヒアリングを行うことが望ましい。 ・ヒアリングで得られた情報から調査対象とする海岸を複数地点選定する。 ・選定された候補地から、漂着ごみが多い場所及び時期を把握する。特に、漂着ごみの量は海岸の地理的条件や季節風等に影響を受けやすく、調査時期については別紙１を参考とすることが可能である。 （省略） ・漁業関係者には、地域の実情に応じ、事前に海岸で作業を実施する旨を説明する機会を設け、承知を得ておくことが望ましい。特に日本海側の海岸においては他国の船舶が漂着することもあり、海岸における行動に注視する漁業関係者に対して配慮が必要である。	＜調査の候補地点の選定＞ ・最初に調査を実施する場所の候補地点を地図により複数地点選定する。 ・調査候補地選定においては、地方公共団体の自治体廃棄物担当部局及び土木部局、漁業関係者（漁協、漁業者）、住民（自治会、民間団体等）から漂着ごみの量、漂着ごみが多くなる時期、漂着ごみの回収実績の有無、回収の実績がある場合はその頻度及び作業人員数、関係者の所属、処理の方法、処理したごみの量、回収時の注意点等についてヒアリングすることが有効である。 ・ヒアリング結果から必要に応じて、海岸管理者、海上保安庁、自治体廃棄物担当部局、自治体土木部局、漁業関係者（漁協、漁業者）、住民（自治会、民間団体等）等から追加のヒアリングを行う。 ・ヒアリングで得られた情報から調査対象とする海岸を複数地点選定する。 ・選定された候補地から、漂着ごみが多い場所及び時期を把握する。特に、漂着ごみの量は海岸の地理的条件や季節風等に影響を受けやすく、過去実施された環境省モニタリング調査結果からその特徴を下記の（参考）に示す4つのパターンに整理とすることができる。 （省略） ・漁業関係者には、事前に海岸で作業を実施する旨を説明する機会を設け、承知を得ておくこと。特に日本海側の海岸においては他国の船舶が漂着することもあり、海岸における行動に注視する漁業関係者に対して配慮が必要である。	第１版→第２版
		（別紙１へ移動）	（参考）漂着ごみの量の季節変化 （詳細はガイドライン本文を参照）	第１版→第２版
別紙４	－	人力で動かせないもの	（追加）	第１版→第２版
別紙５	－	（変更箇所である図の一部のみ抜粋） **漂着ごみ　データシート①** 都道府県名： 実 施 者： 調査海岸： 調査実施日：　年　月　日 ～　月　日 調査開始時刻：　時　分 調査終了時刻：　時　分 回収作業人数：　人 調査海岸の奥行き：　m 海岸基質：□砂浜 □礫浜 □磯浜 □その他（　） 調査地点 中心点：N　E ※小数点第2位まで記載(例:N 35.00、E 135.00) 清掃：□3ヶ月以内に実施 □1年以内に実施 台風・豪雨：□1ヶ月以内 □3ヶ月以内 重機の使用：□無 □有（バックホウ □台、ユニック □台 その他（　）） 奥行き方向の回収範囲 □全範囲 □一部範囲（　m）	（変更箇所である図の一部のみ抜粋） **漂着ごみ　データシート①** 調査海岸： 調査実施中：　年　月　日 調査開始時刻：　時　分 調査終了時刻：　時　分 回収作業人数：　人 調査海岸の奥行き：　m 海岸基質：□砂浜 □礫浜 □磯浜 その他（　） 位置 海側左端：N　E 位置 陸側左端：N　E 位置 海側右端：N　E 位置 陸側右端：N　E 重機の使用：□ 無 □ 有（バックホウ 台、ユニック 台、その他　）	第１版→第２版
		漂着ごみ　データシート② 都道府県名： 実 施 者： 調査海岸： 調査実施日：　年　月　日 ～　月　日 調査開始時刻：　時　分 調査終了時刻：　時　分 回収作業人数：　人 調査海岸の奥行き：　m 海岸基質：□砂浜 □礫浜 □磯浜 □その他（　） 調査地点 中心点：N　E ※小数点第2位まで記載(例:N 35.00、E 135.00) 清掃：□3ヶ月以内に実施 □1年以内に実施 台風・豪雨：□1ヶ月以内 □3ヶ月以内 重機の使用：□無 □有（バックホウ □台、ユニック □台 その他（　）） 奥行き方向の回収範囲 □全範囲 □一部範囲（　m）	**漂着ごみ　データシート②** 調査海岸： 調査実施中：　年　月　日 調査開始時刻：　時　分 調査終了時刻：　時　分 回収作業人数：　人 調査海岸の奥行き：　m 海岸基質：□砂浜 □礫浜 □磯浜 その他（　） 位置 海側左端：N　E 位置 陸側左端：N　E 位置 海側右端：N　E 位置 陸側右端：N　E 重機の使用：□ 無 □ 有（バックホウ 台、ユニック 台、その他　）	第１版→第２版
別紙６	－	製造国の特定のデータシート （詳細はガイドライン本文を参照）	（追加）	第１版→第２版

別紙７	－	漁網、ロープ	漁網	第１版→第２版
第２版→第３版				
－	－	（令和５年６月　第３版）	（令和２年４月　第２版）	第２版→第３版
1	－	漂着ごみの実態把握及び今後の漂着ごみ発生抑制対策を効果的に実施するためには、全国の回収量だけでなく、漂着ごみの組成及び量並びにこれらの経年変化を把握することが重要である。 海岸漂着物処理推進法第22条では、「国及び地方公共団体は、（略）定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。」と規定している。 （省略）	漂着ごみの実態把握及び今後の漂着ごみ発生抑制対策を効果的に実施するためには、全国の回収量だけでなく、漂着ごみの組成及び存在量並びにこれらの経年変化を把握することが重要である。 海岸漂着物処理推進法第22条では、「国及び地方公共用団体は、（略）定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。」と規定している。 （省略）	第２版→第３版
2	－	本調査では、各地方公共団体の海岸において、長期的に、継続して漂着ごみの組成や量を把握し、さらに、それらの経年変化を把握することを目的としている。これにより、対策の対象や方向性、具体的な対策等の検討のための指標、さらに、実施した施策の長期的な評価指標を得ることができる。	本調査では、各地方公共団体の海岸において、長期的に、継続して漂着ごみの組成や存在量を把握し、さらに、それらの経年変化を把握することを目的としている。これにより、対策の対象や方向性、具体的な対策等の検討のための指標、さらに、実施した施策の長期的な評価指標を得ることができる。	第２版→第３版
3	3.1	（省略） 出水等があった時は、出水後１ヶ月以上をあけて調査を実施することを基本とする。出水等の時期を除くことが困難な場合や想定外の出水等があった場合には、データシート（別紙５）の台風・豪雨のチェック欄に記載する。 漂着ごみの海岸での滞留時間は１年より長いものが多いと考えられていることから、同一地点を毎年調査すると前年の調査によりごみが回収されるために、現存量が定常状態に達する前に調査を実施することになるため、現存量の経年変化は見かけ上減少していくことが考えられる。海岸に存在する漂着ごみの総量（現存量）を把握する目的であれば、同一地点の調査頻度は数年に１回の調査でもよい。一方、漂着ごみの経年的な過去からの相対変化、あるいは新たに漂着する量・種類（フラックス）を把握する目的であれば、毎年同一地点の調査結果でも把握可能である。 同一地点で１年間に複数回数を調査することも可能とするが、その場合には、調査日の間隔は年間で均等になるように設定することが望ましい。年２回とした場合、日本の気象の季節性を考慮すると、春季～夏季、秋季～冬季にそれぞれ設定することが、漂着ごみが多い時期をおさえる観点からも合理的であり、望ましい。 なお、本調査は、清掃活動と併せて行うことも可能とする。	（省略） 出水等があった時は、出水後1ヶ月以上をあけて調査を実施することを基本とする。出水等の時期を除くことが困難な場合や想定外の出水等があった場合には、データシート（別紙５）の台風・豪雨のチェック欄に記載する。 漂着ごみの海岸での滞留時間は1年より長いものが多いと考えられていることから、同一地点を毎年調査すると前年の調査によりごみが回収されるために、漂着量が定常状態に達する前に調査を実施することになるため、漂着量の経年変化は見かけ上減少していくことが考えられる。海岸に存在する漂着ごみの総量（現存量）を把握する目的であれば、同一地点の調査頻度は数年に１回とし、その間清掃活動を行わないことが望ましい。一方、漂着ごみの経年的な過去からの相対変化、あるいは新たに漂着する量・種類（フラックス）を把握する目的であれば、毎年同一地点の調査結果でも把握可能である。 同一地点で年間複数回数を調査することも可能とするが、その場合には、調査日の間隔は年間で均等になるように設定することが望ましい。年2回とした場合、日本の気象の季節性を考慮すると、春季～夏季、秋季～冬季にそれぞれ設定することが、漂着ごみが多い時期をおさえる観点からも合理的であり、望ましい。 なお、本調査は、清掃活動と併せて行うことも可能とする。	第２版→第３版
5	5.1	１日（日中のみ）で作業が完了するために必要な人員は、5.1で算出した延べ時間から１人当たりの作業効率を考慮し、手配する。	1日（日中のみ）で作業が完了するために必要な人員は、5.1で算出した延べ時間から１人当たりの作業効率を考慮し、手配する。	第２版→第３版

6	－	調査の際には下記を準備すること。 ●分類表兼データシート（別紙５） ●筆記用具 ●ごみを収集するための丈夫なごみ袋（スタンドバッグが有用） ●ごみ分類後の計測機器（下記のいずれか、または両方を準備する） ➢「容量」を測定するための袋又は容器（例：容量のわかる容器） ➢「重量」を測定するための計量秤（例：体重計、キッチンスケール） ●メジャー（調査範囲を計測するために利用するため50mまで計測可能なもの） ●手袋 ●ロープ等の切断用具 ●カメラ ●GPS測定器 ●ロープ（調査区画） ●ごみ袋（フレコンバッグ等） ●危険物（例：注射器）収納容器 ●その他、必要と判断したもの（時期によって暑さ対策や寒さ対策等）	調査の際には下記を準備すること。 ●分類表兼データシート（別紙５） ●筆記用具 ●ごみを収集するための丈夫なごみ袋（スタンドバッグが有用） ●ごみ分類後の計測機器（下記のいずれか、または両方を準備する） ➢「容量」を測定するための袋または容器（例：容量のわかるごみ袋） ➢「重量」を測定するための計量秤（例：体重計、キッチンスケール） ●メジャー（調査範囲を計測するために利用するため50mまで計測可能なもの） ●軍手 ●金ばさみ ●カメラ ●危険物（例：注射器）収納容器 ●その他、必要と判断したもの（時期によって暑さ対策や寒さ対策等）	第２版→第３版
7	7.3	環境省モニタリング調査と同様に長さ2.5cm以上のごみを調査対象として、回収する。なお、2.5cm未満のごみであっても分類表に記載の項目のうち発生源推定に資するもの（たばこの吸い殻（フィルター）、カキ養殖用まめ管など）は回収する。	環境省モニタリング調査と同様に長さ2.5cm以上のごみを調査対象として、回収する。	第２版→第３版
	7.4	（省略） なお、各必須項目の合計と各オプション項目の合計は一致するよう記入する。漁具等については、別紙７を参考に分類すること。「プラ分類」とは、プラスチックの用途別にごみの漂着量を集計するための分類であり、環境省が集計のために利用するものである。 （※）プラスチックの必須項目及びオプション項目について、これまでの回収個数を踏まえ、漂着実態がほぼ確認されない品目を分類表から削除した。 また、回収したごみが、破損等により元の製品の一部のみであった場合は、元の製品が推定できる場合は元の製品として分類し、推定できない場合は破片に分類する。例えば、回収したプラスチックごみが色や形状等によって漁業用浮子（ブイ）であると推定できる場合は「プラスチック　浮子（ブイ）」に分類し、推定できない場合は「プラスチック　破片」として分類する。なお、破片等の分類、特定に当たっては、風による飛散等を防ぐため、屋内に移動して行うことが望ましい。 ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子（ブイ）については、記載されたバーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、別紙６に従って分類する。	（省略） なお、各必須項目の合計と各オプション項目の合計は一致するよう記入する。漁具等については、別紙７を参考に分類すること。「プラ分類」とは、プラスチックの用途別にごみの発生量を集計するための分類であり、環境省が集計のために利用するものである。 また、回収したごみが、破損等により元の製品の一部のみであった場合は、元の製品が推定できる場合は元の製品として分類し、推定できない場合は破片に分類する。例えば、回収したプラスチックごみが色や形状等によって漁業用浮子（ブイ）であると推定出来る場合は「プラスチック　浮子（ブイ）」に分類し、推定できない場合は「プラスチック　破片」として分類する。なお、破片等の分類、特定に当たっては、風による飛散等を防ぐため、屋内に移動して行うことが望ましい。 ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子（ブイ）については、記載されたパーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、別紙６に従って分類する。	第２版→第３版
	7.5	分類表に従って記載したデータシートを別紙５に示す。データシートに示した項目毎に、最小要件として『「個数」と「重量」』、又は『「個数」と「容量」』を計測し、記録する（※）。可能であれば、『「個数」・「重量」・「容量」』の全てを計測する。なお、「破片」類や「灌木」に分類されたものは、「個数」を計測しない。 なお、ここでいう容量とは「かさ容量」である。 （※）「重量」と「容量」は比重を用いることにより相互変換可能である。	分類表に従って記載したデータシートを別紙５に示す。データシートに示した項目毎に、最小要件として『「個数」と「重量」』、または『「個数」と「容量」』を計測し、記録する（※）。可能であれば、『「個数」・「重量」・「容量」』の全てを計測する。なお、「破片」に分類されたものは、「個数」を計測しない。 （※）「重量」と「容量」は比重を用いることにより相互変換可能である。	第２版→第３版

	7.6	7.5の計測結果を分類表（別紙４）に沿って項目毎にデータシート（別紙５）に記入する。それに加え、調査のメタ情報として下記の項目等を記録する。 ●調査日時 ●調査範囲の緯度・経度 ●調査範囲の海岸汀線から海岸の後背地までの距離 ●海岸基質（砂浜、岩等） データシートは、必須項目のみ計測する場合は「データシート①」、必須項目に加え、オプション項目も計測する場合は「データシート②」を使用する。上記の項目のほか、回収した漂着ごみを分類項目毎に写真で記録する。 また、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、漁業用の浮子（ブイ）については、バーコードやラベル等から表記が特定することができるものについて、データシート（別紙６）に記入する。	7.5の計測結果を分類表（別紙４）に沿って項目毎にデータシート（別紙５）に記入する。それに加え、調査のメタ情報として下記の項目を記録する。 ●調査日時 ●調査範囲の緯度・経度 ●調査範囲の海岸汀線から海岸の後背地までの距離 ●海岸基質（砂浜、岩等） データシートは、必須項目のみ計測する場合は「データシート①」、必須項目に加え、オプション項目も計測する場合は「データシート②」を使用する。 また、ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子（ブイ）については、バーコードやラベル等から表記が特定することができるものについて、データシート（別紙６）に記入する。	第２版→第３版
	7.7	7.7 大型漂着物の計測・記録 調査範囲の中に人力では回収できない大きさの漂着ごみを見つけた場合には、データシートの「人力で動かせない物」に下記の項目を記録する。 ●漂着ごみの項目（流木など） ●漂着ごみの緯度・経度 ●漂着ごみの個数、容量、容量から換算した重量	7.7 調査の際の注意事項 調査範囲の中に人力では回収できない大きさの漂着ごみを見つけた場合には、データシートの「その他」に下記の項目を記録する。 ●漂着ごみの項目（流木など） ●漂着ごみの緯度・経度 ●漂着ごみの容積が把握できる寸法	第２版→第３版
8	－	調査のため回収したごみは、分類・計測の終了後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び各地方公共団体の廃棄物処理計画に則り適正に処理を行う。 なお、医療系廃棄物、発煙筒や不発弾等の爆発物、中身が不明の薬品ビン、農薬類、劇薬、その他（家電リサイクル対象製品）の取扱いや処理は注意すること。	調査のため回収したごみは、分類・計測が終了後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び各地方公共団体の廃棄物処理計画に則り適正に処理を行う。 なお、医療系廃棄物、発煙筒や不発弾等の爆発物、中身が不明の薬品ビン、農薬類、劇薬、その他（家電リサイクル対象製品、動物の死骸）の取扱いや処理は注意すること。	第２版→第３版
9	－	7.6で記入したデータシートを適切に管理・保存し、環境省に送付する。また、集計結果は環境省から各都道府県に共有される。	7.6で記入したデータシートを適切に管理・保存し、環境省が指定する者に送付する。また、集計結果は環境省から各都道府県に共有される。	第２版→第３版
10	－	調査結果を集計することで得られる成果の例を以下に示す。 (1) 漂着量の多い分野の特定 例１では、調査結果を大きな分類にくくることで、プラスチック製品の中でも容器包装、製品、海域由来のうち、どのごみが多いのか、また、それぞれの分類の中でもどのようなごみが多いのかを把握している。これにより、今後の対策を取るべき分野を明確にすることができる。 (2) 漂着量の多い品目の特定及び施策効果の検証 例２では、個別の品目毎に、漂着量の多い品目の順位付けを行うことで、どのようなごみが多いのかを把握している。これにより、自然要因による漂着ごみの量の変動を見えにくくしようとしている。また、複数年の調査により上位の品目がどのように推移しているかを確認することにより、対策を取った際の効果の検証に役立てることができる。	調査結果を集計することで得られる成果の例を以下に示す。 (1) 漂着量の多い分野の特定 例1では、調査結果を大きな分類にくくることで、プラスチック製品の中でも容器包装、製品、漁具のうち、どのごみが多いのか、また、それぞれの分類の中でもどのようなごみが多いのかを把握している。これにより、今後の対策を取るべき分野を明確にすることができる。 (2) 漂着量の多い品目の特定及び施策効果の検証 例2では、個別の品目ごとに、漂着量の多い品目の順位付けを行うことで、どのようなごみが多いのかを把握している。これにより、自然要因による漂着ごみの量の変動を見えにくくしようとしている。また、複数年の調査により上位の品目がどのように推移しているかを確認することにより、対策を取った際の効果の検証に役立てることができる。	第２版→第３版

【成果の例１】漂着量の多い分野の特定

分類	個数（個）	個数（%）	容量（L）	容量（%）	重量（kg）	重量（%）
容器包装	80	53%	49	17%	2.6	17%
海域由来	22	15%	16	6%	4.4	28%
製品	30	20%	180	64%	6.4	41%
その他	18	12%	38	13%	2.1	14%
合計	150	100%	283	100%	15.5	100%

注）「破片」類や「灌木」に分類されたものは、個数を計数していない。

【成果の例１】漂着量の多い分野の特定

分類	重量(kg)	重量(%)	容量(L)	容量(%)	個数(個)	個数(%)
容器包装	2.6	19.0	49	20.0	80	60.6
製品	6.4	48.0	180	73.5	30	22.7
漁具	4.4	32.9	16	6.5	22	16.7
合計	13.4	100.0	244	100.0	132	100.0

※1　発泡スチロール片等、劣化して微小であったものは、個数の計測はしていない。

第２版→第３版

分類		個数（個）	容量（L）	重量（kg）
容器包装	飲料用ボトル	43	34	1.61
容器包装	その他プラボトル類	9	11	0.85
容器包装	容器類（調味料容器、トレイ、カップ等）	8	3	0.07
容器包装	ポリ袋	20	1	0.03
海域由来	漁網、ロープ	9	12	3.93
海域由来	ブイ	6	2	0.29
海域由来	発泡スチロールブイ	0	0	0
海域由来	その他漁具	7	2	0.19
製品	カトラリー（ストロー、フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー）	1	0.01	0.01
製品	その他プラスチック（ライター、注射器、発泡スチロール片等）	29	180	6.44
その他	―	18	38	2.11
合計		150	283	15.53

	分　類	重量（kg）	容量（L）	個数（個）
容器包装	飲料用ボトル	1.61	34	43
容器包装	その他プラボトル類	0.85	11	9
容器包装	容器類（調味料容器、トレイ、カップ等）	0.07	3	8
容器包装	ポリ袋	0.03	1	20
漁具	漁網、ロープ	3.93	12	9
漁具	ブイ	0.29	2	6
漁具	発泡スチロールブイ	0.00	0	0
漁具	その他漁具	0.19	2	7
製品	カトラリー（ストロー、フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー）	0.00	0	1
製品	その他プラスチック（ライター、注射器、発泡スチロール片等）	6.44	180	29
	合　計	13.4	244	132

第２版→第３版

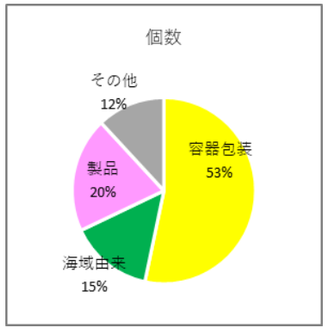

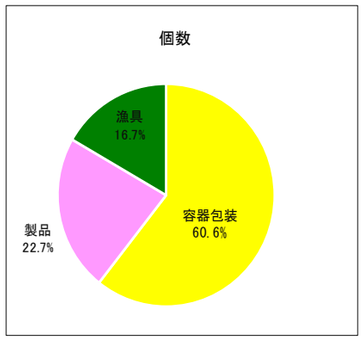

第２版→第３版

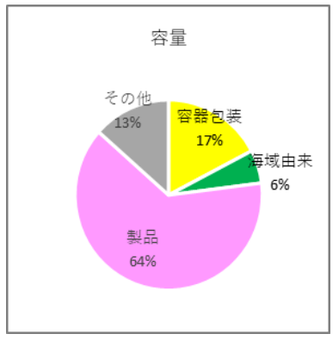

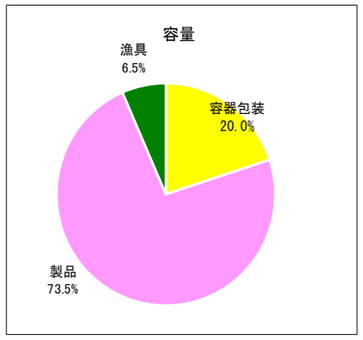

第２版→第３版

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
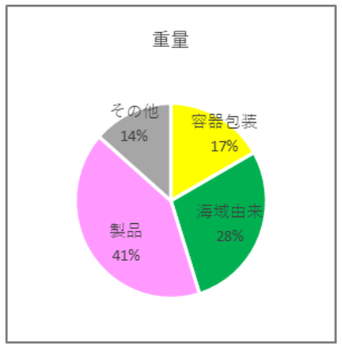

</td>
<td>
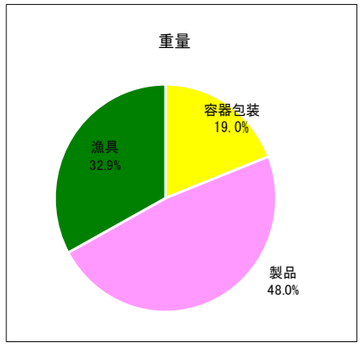

</td>
<td>第２版→第３版</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>【成果の例2】　漂着量の多い品目の特定及び施策効果の検証
<table>
<tr><th>順位</th><th>品目</th><th>個数</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>1</td><td>飲料用（ペットボトル）＜1L</td><td>2,308</td><td>17.4%</td></tr>
<tr><td>2</td><td>プラ製浮子（ブイ）</td><td>1,979</td><td>14.9%</td></tr>
<tr><td>3</td><td>ボトルのキャップ、ふた</td><td>1,664</td><td>12.5%</td></tr>
<tr><td>4</td><td>ウレタン</td><td>1,262</td><td>9.5%</td></tr>
<tr><td>5</td><td>プラスチックその他（必須項目）</td><td>1,182</td><td>8.9%</td></tr>
<tr><td>6</td><td>ゴム</td><td>574</td><td>4.3%</td></tr>
<tr><td>7</td><td>木（木材等）</td><td>516</td><td>3.9%</td></tr>
<tr><td>8</td><td>飲料用（ペットボトル）≧1L</td><td>439</td><td>3.3%</td></tr>
<tr><td>9</td><td>プラ製ロープ・ひも</td><td>400</td><td>3.0%</td></tr>
<tr><td>10</td><td>その他のプラボトル＜1L</td><td>362</td><td>2.7%</td></tr>
<tr><td>11</td><td>カキ養殖用パイプ（長さ10-20㎝程度）</td><td>350</td><td>2.6%</td></tr>
<tr><td>12</td><td>金属</td><td>299</td><td>2.2%</td></tr>
<tr><td>13</td><td>ライター</td><td>286</td><td>2.2%</td></tr>
<tr><td>14</td><td>プラ製食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）</td><td>280</td><td>2.1%</td></tr>
<tr><td>15</td><td>プラ食器類_ストロー</td><td>214</td><td>1.6%</td></tr>
<tr><td>16</td><td>ガラス・陶器</td><td>211</td><td>1.6%</td></tr>
<tr><td>17</td><td>発泡スチロール製包装材</td><td>146</td><td>1.1%</td></tr>
<tr><td>18</td><td>その他の漁具</td><td>124</td><td>0.9%</td></tr>
<tr><td>19</td><td>ポリ袋（不透明&透明）</td><td>101</td><td>0.8%</td></tr>
<tr><td>20</td><td>梱包資材_テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）</td><td>94</td><td>0.7%</td></tr>
</table>
</td>
<td>【成果の例2】　漂着量の多い品目の特定及び施策効果の検証
全域
<table>
<tr><th>No.</th><th>品目</th><th>個数</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>1</td><td>ボトルのキャップ、ふた</td><td>24,697</td><td>17.7%</td></tr>
<tr><td>2</td><td>プラスチック製ロープ・ひも</td><td>22,931</td><td>16.5%</td></tr>
<tr><td>3</td><td>木材(物流用パレット、木炭等含む)</td><td>12,834</td><td>9.2%</td></tr>
<tr><td>4</td><td>飲料用（ペットボトル）＜2L</td><td>9,542</td><td>6.9%</td></tr>
<tr><td>5</td><td>その他の漁具</td><td>5,932</td><td>4.3%</td></tr>
<tr><td>6</td><td>食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）</td><td>5,453</td><td>3.9%</td></tr>
<tr><td>7</td><td>梱包資材_テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）</td><td>5,194</td><td>3.7%</td></tr>
<tr><td>8</td><td>ウレタン</td><td>4,966</td><td>3.6%</td></tr>
<tr><td>9</td><td>プラ食器類_ストロー、フォーク、スプーン、マドラー、ナイフ</td><td>4,885</td><td>3.5%</td></tr>
<tr><td>10</td><td>流木（径10cm以上、又は、長さ1m以上）</td><td>4,803</td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td>ブイ</td><td>4,455</td><td>3.2%</td></tr>
<tr><td>12</td><td>ビニール袋（不透明&透明）</td><td>3,958</td><td>2.8%</td></tr>
<tr><td>13</td><td>その他のプラボトル＜2L</td><td>3,846</td><td>2.8%</td></tr>
<tr><td>14</td><td>漁具_アナゴ筒（フタ、筒）</td><td>3,222</td><td>2.3%</td></tr>
<tr><td>15</td><td>灌木（植物片、及び径10cm未満かつ長さ1m未満の流木を含む。）</td><td>3,096</td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td>発泡スチロール食器</td><td>2,766</td><td>2.0%</td></tr>
<tr><td>17</td><td>ライター</td><td>2,374</td><td>1.7%</td></tr>
<tr><td>18</td><td>飲料用（ペットボトル）≧2L</td><td>1,684</td><td>1.2%</td></tr>
<tr><td>19</td><td>靴（サンダル、靴底含む）</td><td>1,626</td><td>1.2%</td></tr>
<tr><td>20</td><td>カキ養殖用まめ管</td><td>1,536</td><td>1.1%</td></tr>
</table>
</td>
<td>第２版→第３版</td>
</tr>
<tr>
<td>別紙２</td>
<td>－</td>
<td>（省略）
海岸で回収したごみは、人力により車両が入れる場所まで移動することとなる。回収した漂着ごみの搬出時の効率を把握するため、選定された候補地から、海岸へアプローチする道の有無、<u>及び</u>その距離を把握する。併せて、車両の駐車スペースの有無を確認する。
（省略）</td>
<td>（省略）
海岸で回収したごみは、人力により車両が入れる場所まで移動することとなる。回収した漂着ごみの搬出時の効率を把握するため、選定された候補地から、海岸へアプローチする道の有無、<u>および</u>その距離を把握する。併せて、車両の駐車スペースの有無を確認する。
（省略）</td>
<td>第２版→第３版</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">別紙３</td><td rowspan="2">－</td><td>＜候補地点のごみの量及び品目の推定＞
・候補とした海岸のごみの量及び質の推定は、作業に必要な人員数や処分量及び処分費用の推定、条件によっては重機による搬出を検討するために必要である。
（省略）
全候補地点でごみの量を推定した後、その多寡を比較し、対象とする海岸を絞り込む。ただし、比較可能な情報を得るため、単位面積当たり（10m×10m）の枠を海岸に想定（目印等で方形枠を設定）し、その中に漂着しているごみの量を写真等で記録するとともに、下記（参考）の方法を参考に、漂着ごみの容量を概算する。
（参考）写真で撮影した漂着ごみの推定：容量の目安
・環境省モニタリング調査で撮影された写真から推定される漂着ごみの量（容量）は下記のとおり（長崎県腰高海岸の事例）である。なお、赤線で囲まれた一辺は10m×10mの範囲である。
（省略）</td><td>＜候補地点のごみの量および品目の推定＞
・候補とした海岸のごみの量及び質の推定は、作業に必要な人員数や処分量および処分費用の推定、条件によっては重機による搬出を検討するために必要である。
（省略）
全候補地点でごみの量を推定した後、その多寡を比較し、対象とする海岸を絞り込む。ただし、比較可能な情報を得るため、単位面積当たり（10m×10m）の枠を海岸に想定（目印等で方形枠を設定）し、その中に漂着しているごみの量を写真等で記録するとともに、下記（参考）の方法を参考に、漂着ごみの容積を概算する。
（参考）写真で撮影した漂着ごみの推定：容積の目安
・環境省モニタリング調査で撮影された写真から推定される漂着ごみの量（容積）は下記のとおり（長崎県腰高海岸の事例）である。なお、赤線で囲まれた一辺は10m×10mの範囲である。
（省略）</td><td>第２版→第３版</td></tr>
<tr><td>＜調査に必要な人員数及び所要時間の推定＞</td><td>＜調査に必要な人員数および所要時間の推定＞</td><td>第２版→第３版</td></tr>
<tr><td>別紙４</td><td>－</td><td>
<table>
<tr><th>大分類</th><th colspan="2">必須項目</th><th>オプション項目</th><th>プラ分類</th></tr>
<tr><td rowspan="38">プラスチック類</td><td colspan="2">ボトルのキャップ、ふた</td><td>ボトルのキャップ、ふた</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ボトル＜1L</td><td>飲料用（ペットボトル）＜1L</td><td>飲料用（ペットボトル）＜1L</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>その他のプラボトル＜1L</td><td>その他のプラボトル＜1L</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>飲料用（ペットボトル）≧1L</td><td>飲料用（ペットボトル）≧1L</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>その他のプラボトル類≧1L</td><td>その他のプラボトル類≧1L</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">ストロー</td><td>ストロー</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等</td><td>マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">食品容器（ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの）</td><td>コップ、食器</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>食品容器</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">ポリ袋（不透明、透明）</td><td>食品の容器包装</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>レジ袋</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>その他プラスチック袋</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">ライター</td><td>ライター</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）</td><td>テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">シートや袋の破片</td><td>シートや袋の破片</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">硬質プラスチック破片</td><td>硬質プラスチック破片</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウレタン</td><td>ウレタン</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">浮子（ブイ）（漁具）</td><td>浮子（ブイ）（漁具）</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2">ロープ、ひも（漁具）</td><td>ロープ、ひも（漁具）</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2">アナゴ筒（フタ、筒）（漁具）</td><td>アナゴ筒（フタ、筒）（漁具）</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2">カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm）（漁具）</td><td>カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm）（漁具）</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2">カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm）（漁具）</td><td>カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm）（漁具）</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2">漁網（漁具）</td><td>漁網（漁具）</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">その他の漁具（漁具）</td><td>かご漁具</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td>その他の漁具</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">釣具</td><td>釣りのルアー、浮き</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td>釣り糸</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td>その他の釣具</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2">たばこ吸殻（フィルター）</td><td>たばこ吸殻（フィルター）</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活雑貨（歯ブラシ等）</td><td>生活雑貨（歯ブラシ等）</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">苗木ポット</td><td>苗木ポット</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">その他</td><td>花火</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>玩具</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>プラスチック梱包材</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>シリンジ、注射器</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>分類に無いもので多数見つかった場合には記載</td><td>品目による</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>品目による</td></tr>
<tr><td rowspan="10">プラスチック類（発泡スチロール）</td><td colspan="2" rowspan="2">コップ、食品容器</td><td>食品容器（発泡スチロール）</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>コップ、食器（発泡スチロール）</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）</td><td>発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）</td><td>海域由来</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡スチロールの破片</td><td>発泡スチロールの破片</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡スチロール製包装材</td><td>発泡スチロール製包装材</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">その他</td><td>分類に無いもので多数見つかった場合には記載</td><td>品目による</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>品目による</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>大分類</th><th colspan="2">必須項目</th><th>オプション項目</th><th>プラ分類</th></tr>
<tr><td rowspan="38">プラスチック</td><td colspan="2">ボトルのキャップ、ふた</td><td>ボトルのキャップ、ふた</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ボトル＜1L</td><td>飲料用（ペットボトル）＜1L</td><td>飲料用（ペットボトル）＜1L</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>その他のプラボトル＜1L</td><td>その他のプラボトル＜1L</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>飲料用（ペットボトル）≧1L</td><td>飲料用（ペットボトル）≧1L</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>その他のプラボトル類≧1L</td><td>その他のプラボトル類≧1L</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">ストロー</td><td>ストロー</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等</td><td>マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">食品容器（ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの）</td><td>コップ、食器</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>食品容器</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">ポリ袋（不透明＆透明）</td><td>食品の容器包装</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>レジ袋</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>その他プラスチック袋</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">ライター</td><td>ライター</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">シリンジ、注射器</td><td>シリンジ、注射器</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）</td><td>テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">シートや袋の破片</td><td>シートや袋の破片</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">硬質プラスチック破片</td><td>硬質プラスチック破片</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウレタン</td><td>ウレタン</td><td>製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">浮子（ブイ）（漁具）</td><td>浮子（ブイ）（漁具）</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2">ロープ、ひも（漁具）</td><td>ロープ、ひも（漁具）</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2">アナゴ筒（フタ、筒）（漁具）</td><td>アナゴ筒（フタ、筒）（漁具）</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2">カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm）（漁具）</td><td>カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm）（漁具）</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2">カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm）（漁具）</td><td>カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm）（漁具）</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2">漁網（漁具）</td><td>漁網（漁具）</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">その他の漁具（漁具）</td><td>釣りのルアー、浮き</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td>かご漁具</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td>釣り糸</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">その他</td><td>その他の漁具</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td>たばこ吸殻（フィルター）</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>生活雑貨（歯ブラシ等）</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>花火</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>玩具</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>プラスチック梱包材</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>6パックホルダー</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>苗木ポット</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>分類に無いもので多数見つかった場合には記載</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>製品</td></tr>
<tr><td rowspan="10">発泡スチロール</td><td colspan="2" rowspan="2">コップ、食品包装</td><td>食品容器（発泡スチロール）</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td>コップ、食器（発泡スチロール）</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）</td><td>発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡スチロールの破片</td><td>発泡スチロールの破片</td><td>漁具</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡スチロール製包装材</td><td>発泡スチロール製包装材</td><td>容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">その他</td><td>分類に無いもので多数見つかった場合には記載</td><td>製品</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>製品</td></tr>
</table>
</td><td>第２版→第３版</td></tr>
</table>

大分類	必須項目	オプション項目	プラ分類
ゴム	ゴム	タイヤ	
		玩具、ボール	
		風船	
		靴（サンダル、靴底含む）	
		ゴムの破片	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
ガラス、陶器	ガラス、陶器	建築資材	
		食品容器	
		ガラス、陶器の破片	
		食品以外容器	
		コップ、食器	
		電球	
		蛍光管	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
金属	金属	ビンのふた、キャップ、プルタブ	
		アルミの飲料缶	
		スチール製飲料用缶	
		金属製コップ、食器	
		フォーク、ナイフ、スプーン等	
		その他の缶(ガスボンベ、ドラム缶、バケツ等)	
		金属片	
		ワイヤー、針金	
		金属製漁具	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
紙、ダンボール	紙、ダンボール	紙製コップ、食器	
		タバコのパッケージ（フィルム、銀紙を含む）	
		花火	
		紙袋	
		食品包装材	
		紙製容器（飲料用紙パック等）	
		紙片(段ボール、新聞紙等を含む)	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
天然繊維、革	天然繊維、革	ロープ、ひも	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
木（木材等）	木（木材等）	木材(物流用パレット、木炭等含む)	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	
自然物	自然物	灌木（植物片を含む、径10cm未満、長さ1m未満）	
		流木(径10cm以上、長さ1m以上)	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
人力で動かせない物			

大分類	必須項目	オプション項目	プラ分類
ゴム	ゴム	タイヤ	
		玩具、ボール	
		風船	
		靴（サンダル、靴底含む）	
		ゴムの破片	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
ガラス、陶器	ガラス、陶器	建築資材	
		食品容器	
		ガラス、陶器の破片	
		食品以外容器	
		コップ、食器	
		電球	
		蛍光管	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
金属	金属	ビンのふた、キャップ、プルタブ	
		アルミの飲料缶	
		スチール製飲料用缶	
		金属製コップ、食器	
		フォーク、ナイフ、スプーン等	
		その他の缶(ガスボンベ、ドラム缶、バケツ等)	
		金属片	
		ワイヤー、針金	
		金属製漁具	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
紙、ダンボール	紙、ダンボール	紙製コップ、食器	
		タバコのパッケージ（フィルム、銀紙を含む）	
		花火	
		紙袋	
		食品包装材	
		紙製容器（飲料用紙パック等）	
		紙片(段ボール、新聞紙等を含む)	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
天然繊維、革	天然繊維、革	ロープ、ひも	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
木（木材等）	木（木材等）	木材(物流用パレット、木炭等含む)	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
自然物	自然物	灌木（植物片を含む、径10cm未満、長さ1m未満）	
		流木(径10cm以上、長さ1m以上)	
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	
		その他	
人力で動かせない物			

第２版→第３版

別紙５

漂着ごみ　データシート①

都道府県名：

実 施 者 ：

調査海岸：　　市町村　　海岸

調査実施日：　　年　　月　　日 ～　　月　　日

回収開始時刻：　　時　　分

回収終了時刻：　　時　　分

回収作業人数：　　人

調査海岸の奥行き(平均)：　　m

海岸基質：□砂浜　□礫浜　□磯浜　□その他(　　)

調査地点　中心点：N　　E

※小数点第5位まで記載(例：N 35.00000、E 135.00000)

清掃：□3ヶ月以内に実施　□1年以内に実施

台風・豪雨：□1ヶ月以内　□3ヶ月以内

重機の使用：□無　□有　(バックホウ　□台、ユニック　□台　その他(　　)

奥行き方向の回収範囲　□全範囲　□一部範囲　(　　m)

河口付近：□　島嶼地域：□

大分類	必須項目		個数	容量(L) ※1	重量(kg) ※1
プラスチック	ボトルのキャップ、ふた				
	ボトル	飲料用(ペットボトル)＜1L			
		その他のプラボトル＜1L			
		飲料用(ペットボトル)≧1L			
		その他のプラボトル類≧1L			
	ストロー				
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等				
	食品容器(ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの)				
	ポリ袋(不透明、透明)				
	ライター				
	テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)				
	シートや袋の破片				
	硬質プラスチック破片				
	ウレタン				
	浮子(ブイ)(漁具)				
	ロープ・ひも(漁具)				
	アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)				
	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm)(漁具)				
	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm)(漁具)				
	漁網(漁具)				
	その他の漁具(漁具)				
	釣具				
	たばこ吸殻(フィルター)				
	生活雑貨(歯ブラシ等)				
	苗木ポット				
	その他				
(発泡スチロール)	コップ、食品容器				
	発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)				
	発泡スチロールの破片				
	発泡スチロール製包装材				
	その他				
ゴム ※2	ゴム				
ガラス、陶器 ※2	ガラス、陶器				
金属 ※2	金属				
紙、ダンボール ※2	紙、ダンボール				
天然繊維、革	天然繊維、革				
木(木材等)	木(木材等)				
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器				
自然物	自然物				
その他	その他				
その他	その他				
人力で動かせない物	緯度：　　経度：　　ごみの種類(　　)				

※1　少なくとも「個数及び容量(L)」または「個数及び重量(kg)」を計測する。可能であれば、「個数・容量(L)・重量(kg)」すべて計測する。
※2　ゴム、ガラス、陶器、金属、紙、ダンボール、自然物の個数については、破片類や漂木を除く。

第２版→第３版

漂着ごみ　データシート①

都道府県名：

実 施 者 ：

調査海岸：

調査実施日：　　年　　月　　日 ～　　月　　日

調査開始時刻：　　時　　分

調査終了時刻：　　時　　分

回収作業人数：　　人

調査海岸の奥行き：　　m

海岸基質：□砂浜　□礫浜　□磯浜　□その他(　　)

調査地点　中心点：N　　E

※小数点第2位まで記載(例：N 35.00、E 135.00)

清掃：□3ヶ月以内に実施　□1年以内に実施

台風・豪雨：□1ヶ月以内　□3ヶ月以内

重機の使用：□無　□有　(バックホウ　□台、ユニック　□台　その他(　　)

大分類	必須項目		個数	容積(L) ※	重量(kg) ※
プラスチック	ボトルのキャップ、ふた				
	ボトル	飲料用(ペットボトル)＜1L			
		その他のプラボトル＜1L			
		飲料用(ペットボトル)≧1L			
		その他のプラボトル類≧1L			
	ストロー				
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等				
	食品容器(ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの)				
	ポリ袋(不透明、透明)				
	ライター				
	シリンジ、注射器				
	テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)				
	シートや袋の破片				
	硬質プラスチック破片				
	ウレタン				
	浮子(ブイ)(漁具)				
	ロープ・ひも(漁具)				
	アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)				
	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm)(漁具)				
	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm)(漁具)				
	漁網(漁具)				
	その他の漁具(漁具)				
	その他				
発泡スチロール	コップ、食品包装				
	発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)				
	発泡スチロールの破片				
	発泡スチロール製包装材				
	その他				
ゴム	ゴム				
ガラス、陶器	ガラス、陶器				
金属	金属				
紙、ダンボール	紙、ダンボール				
天然繊維、革	天然繊維、革				
木(木材等)	木(木材等)				
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器				
自然物	自然物				

※　少なくとも「個数及び容積(L)」または「個数及び重量(kg)」を計測する。可能であれば、「個数・容積(L)・重量(kg)」すべて計測する。

漂着ごみ　データシート②

都道府県名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
実 施 者 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
調査海岸：＿＿＿＿＿＿市町村＿＿＿＿＿＿海岸
調査実施日：＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿月＿＿日
回収開始時刻：＿＿＿＿時＿＿＿＿＿分
回収終了時刻：＿＿＿＿時＿＿＿＿＿分
回収作業人数：＿＿＿＿＿人

調査海岸の奥行き（平均）：＿＿＿＿m
海岸基質：□砂浜 □礫浜 □磯浜 □その他（＿＿＿＿＿＿）
調査地点　中心点：N ＿＿＿＿＿＿ E ＿＿＿＿＿＿
※小数点第5位まで記載（例：N 35.00000、E 135.00000）
清掃：□3ヶ月以内に実施 □1年以内に実施
台風・豪雨：□1ヶ月以内 □3ヶ月以内
重機の使用：□無 □有（バックホウ□台、ユニック□台　その他（＿＿＿））
奥行き方向の回収範囲 □全範囲 □一部範囲（＿＿＿＿m）
河口付近：□　島嶼地域：□

大分類	必須項目		オプション項目	個数	容量（L）※	重量（kg）※
プラスチック	ボトルのキャップ、ふた		ボトルのキャップ、ふた			
	ボトル	飲料用（ペットボトル）＜1L	飲料用（ペットボトル）＜1L			
		その他のプラボトル＜1L	その他のプラボトル＜1L			
		飲料用（ペットボトル）≧1L	飲料用（ペットボトル）≧1L			
		その他のプラボトル類≧1L	その他のプラボトル類≧1L			
	ストロー		ストロー			
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等		マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等			
	食品容器（ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの）		カップ、食器			
			食品容器			
	ポリ袋（不透明、透明）		食品の容器包装			
			レジ袋			
			その他プラスチック袋			
	ライター		ライター			
	テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）		テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）			
	シートや袋の破片		シートや袋の破片			
	硬質プラスチック破片		硬質プラスチック破片			
	ウレタン		ウレタン			
	浮子（ブイ）（漁具）		浮子（ブイ）（漁具）			
	ロープ、ひも（漁具）		ロープ、ひも（漁具）			
	アナゴ筒（フタ、筒）（漁具）		アナゴ筒（フタ、筒）（漁具）			
	カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm）（漁具）		カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm）（漁具）			
	カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm）（漁具）		カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm）（漁具）			
	漁網（漁具）		漁網（漁具）			
	その他の漁具（漁具）		かご漁具			
			その他の漁具			
	釣具		釣りのルアー・浮き			
			釣り糸			
			その他の釣具			
	たばこ吸殻（フィルター）		たばこ吸殻（フィルター）			
	生活雑貨（歯ブラシ等）		生活雑貨（歯ブラシ等）			
	苗木ポット		苗木ポット			
	その他		花火			
			玩具			
			プラスチック梱包材			
			シリンジ、注射器			
			分類に無いもので多数見つかった場合には記載（　　）			
			その他			
（発泡スチロール）	コップ、食品容器		食品容器（発泡スチロール）			
			コップ、食器（発泡スチロール）			
	発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）		発泡スチロール製フロート・浮子（ブイ）			
	発泡スチロールの破片		発泡スチロールの破片			
	発泡スチロール製包装材		発泡スチロール製包装材			
	その他		分類に無いもので多数見つかった場合には記載（　　）			
			その他			

※　少なくとも「個数及び容量（L）」または「個数及び重量（kg）」を計測する。可能であれば、「個数・容量（L）・重量（kg）」すべて計測する。

漂着ごみ　データシート②

都道府県名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
実 施 者 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
調査海岸：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
調査実施日：＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿月＿＿日
調査開始時刻：＿＿＿＿時＿＿＿＿＿分
調査終了時刻：＿＿＿＿時＿＿＿＿＿分
回収作業人数：＿＿＿＿＿人

調査海岸の奥行き：＿＿＿＿m
海岸基質：□砂浜 □礫浜 □磯浜 □その他（＿＿＿＿＿＿）
調査地点　中心点：N ＿＿＿＿＿＿ E ＿＿＿＿＿＿
※小数点第2位まで記載（例：N 35.00、E 135.00）
清掃：□3ヶ月以内に実施 □1年以内に実施
台風・豪雨：□1ヶ月以内 □3ヶ月以内
重機の使用：□無 □有（バックホウ□台、ユニック□台　その他（＿＿＿））

大分類	必須項目		オプション項目	個数	容積（L）※	重量（kg）※
プラスチック	ボトルのキャップ、ふた		ボトルのキャップ、ふた			
	ボトル	飲料用（ペットボトル）＜1L	飲料用（ペットボトル）＜1L			
		その他のプラボトル＜1L	その他のプラボトル＜1L			
		飲料用（ペットボトル）≧1L	飲料用（ペットボトル）≧1L			
		その他のプラボトル類≧1L	その他のプラボトル類≧1L			
	ストロー		ストロー			
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等		マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等			
	食品容器（ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの）					
			カップ、食器			
			食品容器			
	ポリ袋（不透明、透明）					
			食品の容器包装			
			レジ袋			
			その他プラスチック袋			
	ライター		ライター			
	シリンジ、注射器		シリンジ、注射器			
	テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）		テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）			
	シートや袋の破片		シートや袋の破片			
	硬質プラスチック破片		硬質プラスチック破片			
	ウレタン		ウレタン			
	浮子（ブイ）（漁具）		浮子（ブイ）（漁具）			
	ロープ、ひも（漁具）		ロープ、ひも（漁具）			
	アナゴ筒（フタ、筒）（漁具）		アナゴ筒（フタ、筒）（漁具）			
	カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm）（漁具）		カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm）（漁具）			
	カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm）（漁具）		カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm）（漁具）			
	漁網（漁具）		漁網（漁具）			
	その他の漁具（漁具）					
			釣りのルアー・浮き			
			かご漁具			
			釣り糸			
			その他の漁具			
	その他					
			たばこ吸殻（フィルター）			
			生活雑貨（歯ブラシ等）			
			花火			
			玩具			
			プラスチック梱包材			
			6パックホルダー			
			苗木ポット			
			分類に無いもので多数見つかった場合には記載（　　）			
			その他			
発泡スチロール	コップ、食品容器					
			食品容器（発泡スチロール）			
			コップ、食器（発泡スチロール）			
	発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）		発泡スチロール製フロート・浮子（ブイ）			
	発泡スチロールの破片		発泡スチロールの破片			
	発泡スチロール製包装材		発泡スチロール製包装材			
	その他					
			分類に無いもので多数見つかった場合には記載（　　）			
			その他			

※　少なくとも「個数及び容積（L）」または「個数及び重量（kg）」を計測する。可能であれば、「個数・容積（L）・重量（kg）」すべて計測する。

第２版→第３版

大分類	必須項目	オプション項目	個数	容量(L) ※	重量(kg) ※
ゴム	ゴム	タイヤ			
		玩具、ボール			
		風船			
		靴(サンダル、靴底含む)			
		ゴムの破片			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
ガラス、陶器	ガラス、陶器	建築資材			
		食品容器			
		ガラス、陶器の破片			
		食品以外容器			
		コップ、食器			
		電球			
		蛍光管			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
金属	金属	ピンのふた、キャップ、プルタブ			
		アルミの飲料缶			
		スチール製飲料用缶			
		金属製コップ、食器			
		フォーク・ナイフ・スプーン等			
		その他の缶(ガスボンベ、ドラム缶、バケツ等)			
		金属片			
		ワイヤー、針金			
		金属製漁具			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
紙、ダンボール	紙、ダンボール	紙製コップ、食器			
		タバコのパッケージ(フィルム、箔紙を含む)			
		花火			
		紙袋			
		食品包装材			
		紙製容器(飲料用紙パック等)			
		紙片(段ボール、新聞紙等を含む)			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
天然繊維、革	天然繊維、革	ロープ、ひも			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
木(木材等)	木(木材等)	木材(物流用パレット、木炭等含む)			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	電化製品、電子機器			
自然物	自然物	灌木(植物片を含む、径10cm未満、長さ1m未満)			
		流木(径10cm以上、長さ1m以上)			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
その他	その他	その他1(　　)			
		その他2(　　)			
		その他3(　　)			
人力で動かせない物	縦度:　　横度:	ごみの種類(　　)			

※ 少なくとも「個数及び容量(L)または「個数及び重量(kg)」を計測する。可能であれば、「個数・容量(L)・重量(kg)」すべて計測する。

大分類	必須項目	オプション項目	個数	容積(L) ※	重量(kg) ※
ゴム	ゴム				
		タイヤ			
		玩具、ボール			
		風船			
		靴(サンダル、靴底含む)			
		ゴムの破片			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
ガラス、陶器	ガラス、陶器				
		建築資材			
		食品容器			
		ガラス、陶器の破片			
		食品以外容器			
		コップ、食器			
		電球			
		蛍光管			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
金属	金属				
		ピンのふた、キャップ、プルタブ			
		アルミの飲料缶			
		スチール製飲料用缶			
		金属製コップ、食器			
		フォーク・ナイフ・スプーン等			
		その他の缶(ガスボンベ、ドラム缶、バケツ等)			
		金属片			
		ワイヤー、針金			
		金属製漁具			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
紙、ダンボール	紙、ダンボール				
		紙製コップ、食器			
		タバコのパッケージ(フィルム、箔紙を含む)			
		花火			
		紙袋			
		食品包装材			
		紙製容器(飲料用紙パック等)			
		紙片(段ボール、新聞紙等を含む)			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
天然繊維、革	天然繊維、革				
		ロープ、ひも			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
木(木材等)	木(木材等)				
		木材(物流用パレット、木炭等含む)			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器				
		電化製品、電子機器			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			
自然物	自然物				
		灌木(植物片を含む、径10cm未満、長さ1m未満)			
		流木(径10cm以上、長さ1m以上)			
		分類に無いもので多数見つかった場合には記載(　　)			
		その他			

※ 少なくとも「個数及び容積(L)」または「個数及び重量(kg)」を計測する。可能であれば、「個数・容積(L)・重量(kg)」すべて計測する。

第２版→第３版

別紙６

言語表記等調査のデータシート

調査実施日：　　調査地点：

ペットボトル

項目	バーコード記載/表記言語(最初の2ケタ or 3ケタ)	製造国	個数
ペットボトル	49 or 45	日本	
	69	中国	
	880	韓国	
	471	台湾	
	46	ロシア	
	不明（バーコード読取れず）	―	
	バーコード読取可能(　　)		
	バーコード読取可能(　　)		
	バーコード読取可能(　　)		
	日本(漢字,ひらがな,カタカナ)		
	中国・台湾（漢字）		
	韓国（ハングル）		
	ロシア（ロシア語）		
	不明（文字読取れず）	―	
	(表記言語) _____		
	(表記言語) _____		
	(表記言語) _____		

ペットボトルのキャップ

項目	表記言語	個数
ペットボトルのキャップ	日本(漢字,ひらがな,カタカナ)	
	中国・台湾（漢字）	
	韓国（ハングル）	
	ロシア（ロシア語）	
	不明（文字読取れず）	
	(表記言語) 英語	
	(表記言語) フランス	
	(表記言語) 何語かわからず	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	

漁業用の浮子（プラ以外を含む。）

項目	表記言語	個数
漁業用の浮子	日本(漢字,ひらがな,カタカナ)	
	中国・台湾（漢字）	
	韓国（ハングル）	
	ロシア（ロシア語）	
	不明（文字読取れず）	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	

製造国の特定のデータシート

調査実施日：　　調査地点：

ペットボトル

項目	バーコード記載/表記言語(最初の2ケタ or 3ケタ)	製造国	個数
ペットボトル	49 or 45	日本	
	69	中国	
	880	韓国	
	471	台湾	
	69	ロシア	
	不明（バーコード読取れず）	―	
	バーコード読取可能(　　)		
	バーコード読取可能(　　)		
	バーコード読取可能(　　)		
	日本(漢字,ひらがな,カタカナ)		
	中国・台湾（漢字）		
	韓国（ハングル）		
	ロシア（ロシア語）		
	不明（文字読取れず）	―	
	(表記言語) _____		
	(表記言語) _____		
	(表記言語) _____		

ペットボトルのキャップ

項目	表記言語	個数
ペットボトルのキャップ	日本(漢字,ひらがな,カタカナ)	
	中国・台湾（漢字）	
	韓国（ハングル）	
	ロシア（ロシア語）	
	不明（文字読取れず）	
	(表記言語) 英語	
	(表記言語) フランス	
	(表記言語) 何語かわからず	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	

漁業用の浮子

項目	表記言語	個数
漁業用の浮子	日本(漢字,ひらがな,カタカナ)	
	中国・台湾（漢字）	
	韓国（ハングル）	
	ロシア（ロシア語）	
	不明（文字読取れず）	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	
	(表記言語) _____	

第２版→第３版

<table>
<tr><td rowspan="2">別紙７</td><td rowspan="2"></td><td>漁具等の分類について

漁業（水産動植物の採捕又は養殖）操業中の紛失・放棄により生じた漁網や漁具、発泡スチロールフロート、浮子（ブイ）は、漂流中に海洋生物や海鳥による誤食や絡み等生態系に被害を及ぼすだけでなく、それ自体に塩分・水分を含むことから焼却処理やリサイクルが困難な海岸漂着物の一種である。これら漁具の品目毎の漂着割合を把握することは、発生源の特定及び回収処理費用の見積もりを行う上で非常に重要である。以下に代表的な漁具等を示す。</td><td>漁具の分類について

漁業（水産動植物の採捕又は養殖）操業中の紛失・放棄により生じた漁網や漁具、発泡スチロール浮子（ブイ）は、漂流中に海洋生物や海鳥による誤食や絡み等生態系に被害を及ぼすだけでなく、それ自体に塩分・水分を含むことから焼却処理やリサイクルが困難な海岸漂着物の一種である。これら漁具の品目毎の漂着割合を把握することは、発生源の特定及び回収処理費用の見積もりを行う上で非常に重要である。以下に代表的な漁具を示す。</td><td>第２版→第３版</td></tr>
<tr><td><table>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>漁網、ロープ</td><td>浮子（ブイ）</td><td>発泡スチロールフロート、浮子(ブイ)</td></tr>
<tr><td> 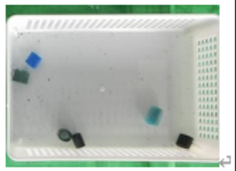 </td><td> 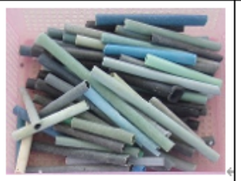 </td><td> 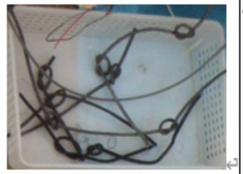 </td></tr>
<tr><td>カキ養殖用まめ管</td><td>カキ養殖用パイプ</td><td>その他漁具（カキ養殖用コード）</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td><td>
※「かご漁具」ではない</td></tr>
<tr><td>アナゴ筒（ふた）</td><td>アナゴ筒（筒）</td><td>その他漁具（えさカゴ）</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>釣りのルアー、浮き</td><td>釣り糸</td><td>かご漁具</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>浮子（ブイ）</td><td>浮子（ブイ）</td><td>発泡スチロール浮子(ブイ)</td></tr>
<tr><td> 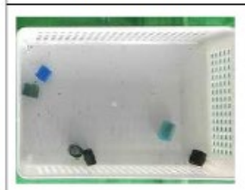 </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>カキ養殖用まめ管</td><td>カキ養殖用パイプ</td><td>カキ養殖用コード</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>アナゴ筒（ふた）</td><td>アナゴ筒（筒）</td><td>その他漁具（えさカゴ）</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>その他漁具（ルアー・浮き）</td><td>その他漁具（釣り糸）</td><td>漁網、ロープ</td></tr>
</table></td><td>第２版→第３版</td></tr>
<tr><td colspan="5">第3版→第4版</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>（令和７年５月　第４版）</td><td>（令和５年６月　第３版）</td><td>第３版→第４版</td></tr>
</table>

1	－	（省略） これらを踏まえ、本ガイドラインは、地方公共団体を対象に、環境省による過年度の漂着ごみのモニタリング調査（以下「環境省モニタリング調査」という）と比較可能で、かつ、地方公共団体が中長期間にわたり継続的に実施可能になるよう比較的簡便な調査手法を示したものである。 なお、これまで本ガイドラインについて寄せられた質問及びその回答については、漂着ごみ組成調査にQ&A集として公開しているため、必要に応じて参照されたい（https://www.env.go.jp/content/000241782.pdf）。	（省略） これらを踏まえ、本ガイドラインは、地方公共団体を対象に、環境省による過年度の漂着ごみのモニタリング調査（以下「環境省モニタリング調査」という）と比較可能で、かつ、地方公共団体が中長期間にわたり継続的に実施可能になるよう比較的簡便な調査手法を示したものである。	第３版→第４版
7	7.3	環境省モニタリング調査及びその他の国内外の調査と同様に、長さ2.5cm以上のごみを調査対象として、回収する。なお、2.5cm未満のごみであっても分類表に記載の品目のうち発生源推定に資するもの（たばこの吸い殻（フィルター）、カキ養殖用まめ管など）は回収する。なお、分類表に記載のないその他の2.5cm未満のごみを調査対象としたい場合には調査しても問題ないが、環境省へ送付するデータシートへは結果を含めないこと。	環境省モニタリング調査と同様に、長さ2.5cm以上のごみを調査対象として、回収する。なお、2.5cm未満のごみであっても分類表に記載の項目のうち発生源推定に資するもの（たばこの吸い殻（フィルター）、カキ養殖用まめ管など）は回収する。	第３版→第４版
	7.4	7.1で設定した調査範囲にある漂着ごみについて、別紙４に従って分類する。分類表は、「必須項目」と「オプション項目」の２構成となっている。「必須項目」は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定している。「オプション項目」は、必須項目を細分化したもので、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択するものとする。また、「必須項目」及び「オプション項目」に記載がないが、調査対象としたい品目がある場合は、分類表に適宜追加し、分類・記録する。そのため、調査地域において分類表以外に特徴的な漂着ごみがないか、事前に地元関係者へのヒアリングにより把握しておくことが望ましい。なお、データシートの提出時には、追加した品目はデータシートの既存の品目に合わせて計上すること。追加品目が分類表のいずれの項目にも該当しない場合は、データシートの「その他」に計上すること。 また、前年度に「オプション項目」の分類を用いて調査していた場合でも、調査に参加できる人数や予算の都合に合わせて、次年度に「必須項目」の分類を用いた調査に変更しても問題ない。また、その逆も同様である。 （省略） ペットボトル、ペットボトルのキャップ、浮子（ブイ）については、記載されたバーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、別紙６に従って分類する。	7.1で設定した調査範囲にある漂着ごみについて、別紙４に従って分類する。分類表は、「必須項目」と「オプション項目」の２構成となっている。「必須項目」は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定している。「オプション項目」は、必須項目を細分化したもので、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択するものとする。また、「必須項目」及び「オプション項目」に記載がないが、調査対象としたい項目がある場合は、分類表に適宜追加し、分類・記録する。そのため、調査地域において分類表以外に特徴的な漂着ごみがないか、事前に地元関係者へのヒアリングにより把握しておくことが望ましい。 （省略） ペットボトル、ボトルのキャップ、浮子（ブイ）については、記載されたバーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、別紙６に従って分類する。	第３版→第４版
	7.5	分類表に従って記載したデータシートを別紙５に示す。データシートに示した品目毎に、最小要件として『「個数」と「重量」』、又は『「個数」と「容量」』を計測し、記録する（※）。可能であれば、『「個数」・「重量」・「容量」』の全てを計測する。なお、「破片」類や「灌木」に分類されたものは、「個数」を計測しない。 なお、ここでいう容量とは「かさ容量」である。 （※）「重量」と「容量」は比重を用いることにより相互変換可能である。	分類表に従って記載したデータシートを別紙５に示す。データシートに示した項目毎に、最小要件として『「個数」と「重量」』、又は『「個数」と「容量」』を計測し、記録する（※）。可能であれば、『「個数」・「重量」・「容量」』の全てを計測する。なお、「破片」類や「灌木」に分類されたものは、「個数」を計測しない。 なお、ここでいう容量とは「かさ容量」である。 （※）「重量」と「容量」は比重を用いることにより相互変換可能である。	第３版→第４版
	7.6	データシートは、必須項目のみ計測する場合は「データシート①」、必須項目に加え、オプション項目も計測する場合は「データシート②」を使用する。上記の項目のほか、回収した漂着ごみを分類品目毎に写真で記録する。 また、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、漁業用の浮子（ブイ）については、バーコードやラベル等から表記が特定することができるものについて、データシート（別紙６）に記入する。	データシートは、必須項目のみ計測する場合は「データシート①」、必須項目に加え、オプション項目も計測する場合は「データシート②」を使用する。上記の項目のほか、回収した漂着ごみを分類項目毎に写真で記録する。 また、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、漁業用の浮子（ブイ）については、バーコードやラベル等から表記が特定することができるものについて、データシート（別紙６）に記入する。	第３版→第４版

<table>
<tr><td></td><td>7.7</td><td>調査範囲の中に人力では回収できない大きさの漂着ごみを見つけた場合には、データシートの「人力で動かせない物」に下記の項目を記録する。
●漂着ごみの<u>品目</u>（流木など）
●漂着ごみの緯度・経度
●漂着ごみの個数、容量、容量から換算した重量
<u>　なお、調査範囲内に大型漂着物が存在していた場合でも、前年度以前に既に記録しているごみについては記録不要である。</u></td><td>調査範囲の中に人力では回収できない大きさの漂着ごみを見つけた場合には、データシートの「人力で動かせない物」に下記の項目を記録する。
●漂着ごみの<u>項目</u>（流木など）
●漂着ごみの緯度・経度
●漂着ごみの個数、容量、容量から換算した重量</td><td>第３版→第４版</td></tr>
<tr><td>別紙４</td><td>－</td><td>※「ロープ、ひも（漁具）」等の「漁具」と記載された品目については、漁具以外で利用されているものは含めない。例えば、漁具以外のロープについては「ロープ、ひも（漁具）」ではなく、「その他」に該当する。</td><td>（追加）</td><td>第３版→第４版</td></tr>
<tr><td>別紙７</td><td>－</td><td><table>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>漁網、ロープ</td><td>浮子（ブイ）</td><td>発泡スチロールフロート、浮子(ブイ)</td></tr>
<tr><td> 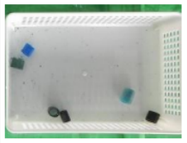 </td><td> 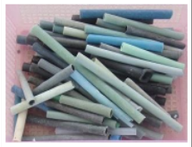 </td><td> </td></tr>
<tr><td>カキ養殖用まめ管</td><td>カキ養殖用パイプ</td><td>その他漁具（カキ養殖用コード）</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td><td>
※「かご漁具」ではない</td></tr>
<tr><td>アナゴ筒（ふた）</td><td>アナゴ筒（筒）</td><td>その他漁具（えさカゴ）</td></tr>
<tr><td> </td><td rowspan="2">※分類表上で「ロープ、ひも（漁具）」等の「漁具」と記載された品目については、漁具以外で利用されているものは含めない。例えば、漁具以外のロープについては「ロープ、ひも（漁具）」ではなく、必須項目・オプション項目共にプラスチックの「その他」に該当する。</td><td></td></tr>
<tr><td>かご漁具</td><td></td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>漁網、ロープ</td><td>浮子（ブイ）</td><td>発泡スチロールフロート、浮子(ブイ)</td></tr>
<tr><td> 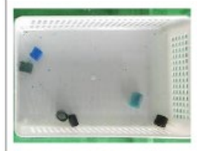 </td><td> 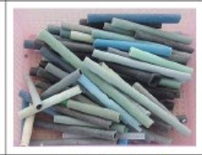 </td><td> </td></tr>
<tr><td>カキ養殖用まめ管</td><td>カキ養殖用パイプ</td><td>その他漁具（カキ養殖用コード）</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td><td>
※「かご漁具」ではない</td></tr>
<tr><td>アナゴ筒（ふた）</td><td>アナゴ筒（筒）</td><td>その他漁具（えさカゴ）</td></tr>
<tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr>
<tr><td>釣りのルアー、浮き</td><td>釣り糸</td><td>かご漁具</td></tr>
</table></td><td>第３版→第４版</td></tr>
</table>